

重 要 事 項 説 明

(倉敷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則(平成26年規則第60号) 第15条の規定に基づく揭示内容)

令和6年10月1日現在

施設名称	中島保育園		
施設類型	保育所		
施設の所在地	倉敷市中島940番地の15		
施設の電話番号	710—0803		
園長氏名	武部 登志子		
施設の認可年月日	昭和51年3月31日		
施設の確認年月日	平成26年12月1日		
設置者名・所在地	社会福祉法人中島福祉会 理事長 武部 登志子 (倉敷市中島940番地の15)		
受け入れ対象児童	① 2号認定子ども(満3歳以上の教育・保育を必要とする子ども) ② 3号認定子ども(満3歳未満の保育を必要とする子ども)		
施設の目的及び運営方針	倉敷市からの委託を受けて、保育を必要とする乳児・幼児に対して、養護と教育を一体的に行うことを特性とし、環境を通して子どもの保育を総合的に実施するとともに、保護者に対する支援(入所する児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援)を行う。		
提供する教育及び保育の内容	「保育所保育指針」に基づき、教育・保育を提供する。		
職員の職種、員数及び職務の内容	職 種	員 数	職 務 内 容
	園長	1名	園務をつかさどり、所属職員を監督する。
	主任保育士	1名	保育士その他職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
	保育士	20名	園児の保育をつかさどる。
	栄養士・調理師等	2名	給食業務を行う。
	庁務職員	2名	給食及びおやつを調理、園の庶務・事務を行う。
	事務員	0名	園の庶務、事務を行う。
	保育補助	1名	保育に係る周辺業務、園外活動の見守り、保育士の補助
	※ 員数については、4月1日時点の配置予定数(常勤換算数)を記載しています。		
嘱託医等の氏名、業務内容	職 種	氏名(医療機関名等)・主な業務内容	
	嘱託医	ふじい小児科	入所前健診、定期健診(年2回)、園児の健康に関する指導・助言など
	健診医	なかもと耳鼻咽喉科クリニック	耳鼻咽喉科健診(年1回)
		くらうち歯科クリニック	歯科健診(年1回)
特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日	開所日	次に掲げる休園日を除く、月～土曜日	
	休園日	国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始(12月29日～1月3日) その他、園長が必要と認める臨時の休日。	
	開所時間(延長保育を除く)	7:00～18:00 (ただし、保育短時間認定に係る利用時間は、8:30～16:30までの8時間とする)	
	超過保育(保育短時間認定)	7:00～8:30、16:30～18:00	
	延長保育時間	18:00～19:00	
支給認定保護者から受領する利用者負担その他費用の種類、支払いを求める理由及びその額	○ 利用者負担金		
	保育料月額	3歳未満児: 倉敷市の定める保育所保育料月額 3歳以上児: 0円	
	超過保育料	日額350円	
	延長保育料	日額350円、月額3,500円(おやつ代を含む)	
	主食・副食代(3歳以上児)	主食代: 月額1,200円 副食代: 月額4,800円	
	実費徴収金(諸費)	スポーツ災害共済掛金(年額240円)、保護者会費、個人持ち用品代(制服、文具、絵本代等)、行事費用(遠足のバス代等)などの実費については、別途お知らせします。	
	○ 利用者負担金の徴収方法		
	当月分の保育料	倉敷市から送付される納付書(又は口座振替通知書)に記載された納期限までに、指定金融機関へ納付(口座振替の場合は充当)してください。	
	当月分の延長保育料	口座振替にて、納付となります。 ・ 月極利用については、当月20日の振替実施日を納期限とします。 ・ 日極利用については、翌月20日の振替実施日を納期限とします。	
	実費徴収金(諸費)	口座振替にて、納付となります。 ① 当月分給食代(主食代・副食代)・・・当月20日の振替実施日を納期限とします。 ② 災害共済掛金(年払)・・・当月又は翌月20日の振替実施日を納期限とします。 ③ その他の実費について・・・当月又は翌月20日の振替実施日を納期限とします。	
	※ 指定する納期限が日曜日・祝日にあたる場合は、その翌日を納期限とします。 ※引き落としができるよう期限内にご準備ください。		
	小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員	○ 利用定員合計 120人	
2号認定子どもに係る利用定員		3歳～5歳児 68人	
3号認定子どもに係る利用定員		乳児(生後57日目から受け入れ) 15人 1歳～2歳児 37人	

施設の利用開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項（入所選考方法）	○ 入園を希望される方 ① 利用申込み 倉敷市から交付された「子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書」を、当園又は市役所担当窓口へ提出してください。 (11月上旬～中旬に受付の予定)提出書類については、倉敷市の定める様式を使用してください。 ↓ ② 入所選考 <u>倉敷市の入所選考基準に基づき、倉敷市が入所決定を行います。</u> ↓ ③ 利用契約・利用開始 保育所における保育は、倉敷市との直接契約となります。 倉敷市からの入所決定後、当園における重要事項説明を行い、教育・保育を開始します。 ○ 年度途中の入園、転入園を希望される方 途中入園、転入園を希望されたとき、定員に余裕がある場合は入園することができます。 ○ 転園・退園される方 転園申込書等、必要な書類を提出していただきます。年度途中で退園される場合は少なくとも退園予定日の2週間前に園にて申し出てください。 ○ 保育施設の利用の開始及び終了 保護者、その家族又はその関係者が当園、当園の職員又はその関係者に対して、保育の提供を継続し難いほどの迷惑行為、背信的行為などを行い、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた場合は、保育の提供を終了することがあります。 (長時間にわたり職員を拘束し、大きな声で自分の意見や思いを繰り返す言動。職員に対する、屈辱的な暴言や態度。当園の、保育方針への苦情。お子さんへの過大な対応要求。等)								
緊急時等における対応方法	○ 園での対応 園児が怪我を負うなどの緊急時等には、保護者に連絡します。連絡が取れない場合は当園の判断で医療機関へ搬送します。十分に気を付けておりますが、集団生活の為、完全に防ぐことは出来かねることをご了承ください。 ○ 保護者への連絡 次のような場合には、事前に登録された保護者の緊急連絡先に連絡しますので、早急なお迎えをお願いします。 (例) 園児の体調不良や怪我などで、お迎えをお願いするとき。 台風の接近などにより、避難指示(勧告)が発令されたとき。								
非常災害対策	○ 避難・防災対策 避難・防災マニュアルに基づき、火災・地震等を想定した避難訓練を毎月1回以上実施します。 園児に対して防災教育を行います。 ○ 緊急避難場所 地震や津波などの大規模災害発生時(又は発生が予測される場合)には、次の場所に避難します。 第1避難場所・・・中島保育園2階ホール(垂直避難) 第2避難場所・・・倉敷市立中島小学校(倉敷市中島909-3) 第3避難場所・・・倉敷記念病院(倉敷市中島837-5)								
虐待の防止のための措置に関する事項	○ 職員に対する措置 園児に対する指導やしつけであったとしても、園児の心身に有害な影響を及ぼすような行為は行わないよう、職員に対して教育・指導を徹底するとともに、保護者との連携を密にし、園児の健全育成に努めます。								
法令順守のための措置に関する事項	○ 法令順守責任者 当園の業務管理体制を整備するために、次の者を法令順守責任者とする。 《肩書》 園長 武部 登志子								
その他特定保育施設の運営に関する重要事項	○ 給食提供 当園では、完全給食(3歳以上児の主食提供を含む)を提供します。 ただし、年9回は、食育の観点から「弁当の日」としますので、当日は弁当を持参してください。 ○ 園児が加入する保険 ① 独立行政法人スポーツ振興センターの災害共済給付制度 補償内容 当園管理下において発生した事故等について補償 給付金額 医療費の一部、3,770万円(障がい見舞金)、2,800万円(死亡見舞金) ② 賠償責任保険(株式会社損害保険ジャパン) 保険内容 当園管理下において発生した事故等について補償 保険金額 5千万円(1事故)、5千万円(身体賠償)、500万円(財物賠償1事故) ○ ご意見・ご要望の相談受付担当者の職・氏名・連絡先 主任保育士 三宅 万理 (TEL465-3927)								
その他保育、子育て支援の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事業</th><th>事業内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者支援事業</td><td>教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。</td></tr> <tr> <td>延長保育事業</td><td>保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、延長保育を実施する。</td></tr> <tr> <td>子育て相談</td><td>園内外の子育て相談を実施している</td></tr> </tbody> </table>	実施事業	事業内容	利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、延長保育を実施する。	子育て相談	園内外の子育て相談を実施している
実施事業	事業内容								
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。								
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、延長保育を実施する。								
子育て相談	園内外の子育て相談を実施している								

※ 本重要事項説明には、運営規程の概要、職員体制、利用者負担その他利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる事項のみを抜粋して記載しています。

※ 本重要事項説明に関してご不明な点がありましたら、園長までお尋ねください。